

監査の結果に関する報告に基づいて市長等が講じた措置の公表

横浜市報定期第 1051 号 別冊

目 次

監査の結果に関する報告に基づいて市長が講じた措置について	1
第1 定期監査	1
1 平成18年度第2回定期監査結果報告	1
2 平成28年度定期監査等結果報告	1
第2 財政援助団体等監査	5
1 平成28年度定期監査等結果報告	5
第3 包括外部監査	7
1 平成22年度包括外部監査結果報告	7
2 平成25年度包括外部監査結果報告	7
3 平成27年度包括外部監査結果報告	9
4 平成28年度包括外部監査結果報告	10
監査の結果に関する報告に基づいて教育委員会が講じた措置について	18
第1 財政援助団体等監査	18
1 平成28年度定期監査等結果報告	18

※ 文中の□部分は監査報告書からの抜粋を原則としているため、中の見出し符号は監査報告書のとおりとなっています。

通知内容

監査の結果に関する報告に基づいて市長が講じた措置について

第1 定期監査

1 平成18年度第2回定期監査結果報告（平成19年4月24日）

第1 定期監査（事務関係）

4 監査の結果

(12) 公園等の財産の適切な管理等について（環境創造局）

環境創造局では、神の木公園（神奈川区神之木台）内で、「都市公園法」等に基づき、仮設住宅を目的として占用を許可し、これを毎年度更新している。

しかし、土地の使用状況をみると、仮設とは言い難い建物が存在し、占用許可の目的と整合していない。

使用実態は土地の長期貸付と見受けられることから、関係法令等と使用実態とが整合するよう、適切な財産管理等を行われたい。

[措置結果]

(環境創造局)

当該用地については、平成29年1月30日の都市計画審議会を経て、同年2月15日付「横浜市報」において都市計画変更（区域及び面積）の告示を行い、また、同年3月24日付「横浜市報」において公園区域変更の公告を行い、公園区域から除外しました。これらの手続を経た上で、当該用地について普通財産賃貸借契約の締結を完了し、使用実態に適合するよう適切な財産管理等を行っています。

2 平成28年度定期監査等結果報告（平成29年3月13日）

第2 監査の結果等

1 情報システムに係る事務

(1) 情報システムの安全対策と復旧対策

イ 情報システムに関する業務継続計画

[指摘事項1-1 業務継続計画等の策定]

(ア) 監査対象とした36システム中、情報システムの所管課で業務継続計画を策定する必要があるシステムは28システムであった。そのうち策定済みのシステムは9システムにとどまっていた。策定していなかった19システムのうち、システムの復旧計画及びリカバリ手順書を共に作成していないシステムは、10システムであった。（健康福祉局介護保険課以外は改善済み。）

[措置結果]

(健康福祉局)

「介護保険システム1」について、業務継続計画、システムの復旧計画及びリカバリ手順書を平成29年6月に策定しました。

第2 監査の結果等

2 経理事務等

(1) 物品購入、委託、補助金等に係る事務

ア 物品購入、委託等に係る事務

[指摘事項2-1 契約事務]

(イ) 契約関係書類

- b 契約関係書類については、行政文書として原本を保管すべきところ、見積書、請書等の原本を保管していなかった。(総務局人材開発課)

[措置結果]

(総務局)

契約関係書類の原本を保管していなかった原因が、担当者が自分の机で保管し、その後、誤って廃棄していたことにあるため、再発防止策として指摘事項に対応した内部監察を他課との相互点検により実施しました。併せて職員及び責任職を対象に契約書類の原本保管についての研修を実施するとともに、監査対象課においても職員及び責任職を対象に課内ルールの再確認などについて研修を実施しました。

また、指摘事項を共有し、注意喚起をするため、上記各研修及び内部監察の内容を各課に周知しました。

第2 監査の結果等

2 経理事務等

(1) 物品購入、委託、補助金等に係る事務

ア 物品購入、委託等に係る事務

[指摘事項2-3 検査事務]

(ア) 検査事務(物品購入)

- d 検査は、任命された検査員が行うところ、検査員に任命されていない職員が検査を行っていた。(総務局総務課)

[措置結果]

(総務局)

検査員に任命されていない職員が検査を行った原因が職員の失念にあること

から、再発防止策として指摘事項に対応した内部監査を他課との相互点検により実施しました。併せて職員及び責任職を対象に検査確認についての研修を実施するとともに、監査対象課においても職員及び責任職を対象に課内研修を実施しました。

また、指摘事項を共有し、注意喚起をするため、上記各研修及び内部監査の内容を各課に周知しました。

第2 監査の結果等

2 経理事務等

(1) 物品購入、委託、補助金等に係る事務

ア 物品購入、委託等に係る事務

[指摘事項2-4 支出事務]

(ア) 支出事務

- a 物品購入、委託等に係る支出事務について、政府契約の支払遅延防止策等に関する法律に定められた支払期限内に支払を行っていなかった（遅延日数10日以上）。（総務局人材開発課）

[措置結果]

(総務局)

担当者が財務会計システムで項目修正を行った際に、支払期限日を改めて修正し忘れたことが原因であることから、再発防止策として、指摘事項に対応した内部監査を他課との相互点検により実施しました。併せて職員及び責任職を対象とした支払遅延の防止に係る研修を実施するとともに、監査対象課においても職員及び責任職を対象に指摘事項の発生原因を踏まえた課内研修を実施しました。

また、指摘事項を共有し、注意喚起をするため、上記各研修及び内部監査の内容を各課に周知しました。

第2 監査の結果等

2 経理事務等

(1) 物品購入、委託、補助金等に係る事務

エ 現金、金券類及び物品の管理事務

[指摘事項2-7 現金、金券類及び物品の管理事務]

(エ) 物品の管理

- a 購入した備品について、物品管理簿に記載して管理すべきところ、記載していなかった。（総務局人材開発課）

[措置結果]

(総務局)

登載漏れの物品を物品管理簿に適正に登載するとともに、その発生原因が担当者の失念であったことから、再発防止策として、指摘事項に対応した内部監察を他課との相互点検により実施しました。併せて職員及び責任職を対象とした物品管理に係る研修を実施するとともに、監査対象課においても指摘事項の発生原因を踏まえた課内研修を実施しました。

また、指摘事項を共有し、注意喚起をするため、上記各研修及び内部監察の内容を各課に周知しました。

第2 財政援助団体等監査

1 平成28年度定期監査等結果報告（平成29年3月13日）

第2 監査の結果等

4 財政援助団体等

(1) 財務諸表

[指摘事項4-3 引当金]

ア 賞与引当金の計上

- (イ) 賞与引当金及びそれに対応する法定福利費約 899万円が計上されていないかった。（公益財団法人よこはまユース）
- (ウ) 算定対象外の職員を引当金の算定に含めていたため、平成27年度決算において賞与引当金が、約 128万円の過大計上であった。また、賞与引当金に対応する法定福利費約 173万円が計上されていないかった。（公益財団法人横浜市消費者協会）

[措置結果]

(公益財団法人よこはまユース)・・・上記ア(イ)

平成28年度決算において、賞与引当金及びそれに対応する法定福利費を適正に計上しました。

再発防止策として、各引当金等の計上漏れがないよう、経理担当者と総務係長・総務部長でダブルチェックを行うとともに、決算時において税理士が確認を行うこととしました。また、総務課職員及び管理職員に今回の指摘事項を周知し、今後の再発防止策を共有しました。

(公益財団法人横浜市消費者協会)・・・上記ア(ウ)

平成28年度決算において、指摘事項を踏まえ賞与引当金及びこれに対応する法定福利費相当額を適正に計上しました。

適正な計上がなされていない原因が職員の錯誤及び認識不足にあったことから、管理職及び事務に従事する職員を対象とする今回の指摘事項に関する研修会を実施し、その内容を共有・周知しました。

また、再発防止策として、適正な事務処理内容を確認し、当該処理がなされているか関係課長及び担当職員による計上傳票のダブルチェックを行うこと、今回の指摘シートを関係課長又は担当職員が異動する際は必ず後任者への引継資料とすることを、当該研修会において共有・周知しました。

第2 監査の結果等

4 財政援助団体等

(2) 公の施設の管理状況

[指摘事項4-6 公の施設の管理運営]

ウ 目的外使用許可

- (ア) 所管局は、団体に対して、団体が指定管理を行っている横浜市青少年育成センター内地下1階のうち125.41㎡について、本部事務室としての使用や転貸の禁止などを条件として、目的外使用許可を行っている。しかしながら、許可部分の一部(41.81㎡)については、他の青少年団体の活動スペースとなっていた。(公益財団法人よこはまユース及びこども青少年局青少年育成課)

[措置結果]

(公益財団法人よこはまユース)

本部事務室については、横浜市青少年育成センター内から、よこはまユースが直接賃借した民間ビルに移転し、目的外使用許可は受けないこととしました。

目的外使用許可条件の認識に誤りがあったことから、許可条件の再確認を行い、指摘事項を所属職員に周知・情報共有しました。

(こども青少年局)

よこはまユースの本部事務室については、横浜市青少年育成センターから、よこはまユースが直接賃借した民間ビルに移転することとなりました。そのことから、当該部分に対する目的外使用許可は行わないこととしました。

目的外使用許可条件の認識に誤りがあったことから、許可条件の再確認を行い、指摘事項を所属職員及びよこはまユースに周知・情報共有しました。

第3 包括外部監査

1 平成22年度包括外部監査結果報告（平成23年2月）

第6 外部監査の結果－各論－

I. 募集・入居事務について

5. 住宅管理システムについて

(3) システムデータ管理（監査の結果）

住宅管理システムのアクセス権限者は入居者の条件の一部を変更することができる。もしここで、故意又は過失によりデータの書き換えがあった場合には、市が入居者に対して適切でない取扱を行うリスクがある。

これに対し、現状でもアクセス制限や端末へのログインの管理はあるようであるが、事後的に問題が発生した場合も追跡ができるとは限らない。事前牽制の効果は高くはないと考えられる。

リスクの一例としては、一般減免申請者に対しては、市及び公社は住宅管理システムの入居者台帳においてその認定の状況を管理しているが、規定において減免認定は12か月を超えて受けることができない。

ここで、12か月の認定を受けた者が更に減免申請をしてきた場合、一度認定した事実がシステムの台帳上で消去されていると再度、認定してしまう可能性がある。

これに対して、データの変更ができない仕組みにする必要がある。特に減免申請は今後、環境の変化を受けて申請者が増加するものと考えられるので、住宅管理システムの改修を検討する必要がある。

[措置結果]

(建築局)

住宅管理システムの改修（新システムへの移行）が完了し、平成29年8月から新しい住宅管理システムが稼働しています。

新システムにおいては、システムの操作ログ（操作履歴）を対象者ごと・操作内容ごとを取得する仕組みを加えました。これにより、一例として指摘のあった減免事務以外にも、調定額や収納情報など、一連のシステム操作の記録が保存されますので、故意又は過失によるデータ書き換えがあった場合にも、事後追跡やデータの回復が可能となっています。

また、システム利用者に対する研修にて操作ログについても周知していますので、事前牽制の効果も高まりました。

2 平成25年度包括外部監査結果報告（平成26年2月）

第5 外部監査の結果（各論）

IV. 地域支援課

5. 社会福祉センター運営事業

(3) 監査の結果及び意見

② 指定管理業務の見直しについて（監査の結果）

平成24年度に、第3期指定期間（平成25年度～29年度）の指定管理者の選定が行われた。公募に対し応募は1団体（社会福祉法人横浜市社会福祉協議会）のみであった。結果的に公募による競争性が働かなかったことになるが、この理由として指定管理業務の単位が考えられる。現状では、ホール・会議室等施設の貸出・管理事業と、ボランティアセンターの運営事業を一括して指定管理業務としている。貸会議室等を運営する民間事業者は、ホール・会議室等施設の貸出・管理事業に応募することができるが、ボランティアセンターの運営事業を行うことはできず、また、同じ建物内に社会福祉法人横浜市社会福祉協議会の事務室があり一体的に運営されていることから、指定管理業務への応募を見合わせたと推測できる。

所管課は、指定管理者の公募の趣旨に従って、指定管理業務を、ホール・会議室等施設の貸出・管理事業とボランティアセンターの運営事業に分ける必要がある。

ホール・会議室等施設の貸出・管理事業については、貸会議室等を運営する民間事業者が多数存在することから、応募団体も複数となり、競争性が発揮され、指定管理料の削減につながると考える。

ボランティアセンターの運営事業については、あり方検討会の結果を踏まえた今後のあり方において、「区・地域では対応できない課題対応型ボランティア団体の育成・支援等を新たな機能として拡充し、市域のセンターとしての機能強化を図ります。」としており、区・地区のボランティアセンターの支援・調整を行っている社会福祉法人横浜市社会福祉協議会が担当することを念頭に置いているといえる。

また、横浜市のボランティアセンターに係る支援額は社会福祉センターの指定管理料に含まれており、明示されていない。所管課は、ボランティアセンターに係る経費を明らかにして、運営方法について検討することが必要である。

[措置結果]

(健康福祉局)

包括外部監査での指摘事項を踏まえ、平成29年度の第4期指定管理者公募に先立ち、平成28年度に外部有識者を含めた社会福祉センターあり方検討会において検討を行いました。

検討会の結論として、社会福祉センターの施設目的である「福祉活動の推進」を図る上で福祉活動の「場」の提供は重要な手段であることから、貸館業務とボランティアセンター業務は一体的に運営することが必須であるなどとの

意見が出されました。

これを踏まえ、本市としては引き続き両業務を一体運営とすることとし、貸館業務による場の提供を活かしたボランティアセンター業務の一層の強化を指定管理者に求めることとしました。また、その取組状況を確認・評価できるよう、第三者評価に加え、平成30年度から始まる第4期指定管理期間から、新たに毎年度の実績評価を実施することとし、その内容を第4期指定管理者公募要項に反映しました。

3 平成27年度包括外部監査結果報告（平成28年2月）

第4章 外部監査の結果及び意見

Ⅱ. 地区センター

5. 指定管理者制度

(7) 指定管理者に対する第三者評価

「指摘2」第三者評価項目の追加改善について

第三者評価についても施設管理のマネジメントシステムの向上を目的とするものであることから、政策局は市民局と協議の上、施設の運営目標である指標の妥当性や施設の抱える課題と選定指標との整合性、さらには未達の場合の要因分析といった評価項目を追加することで、PDCAサイクルの確立を担保し持続的な改善の仕組みに資するものとする。

[措置結果]

(政策局)

施設管理のマネジメントシステムの向上を図るため、指摘の趣旨を踏まえ、施設の運営目標である指標の妥当性等を確認することができる評価項目を追加し、PDCAサイクルの確立に向けた見直しを行いました。その上で、評価者向けの研修を行い、平成29年度から運用しています。

(市民局)

政策局において、施設管理のマネジメントシステムの向上を図るため、指摘の趣旨を踏まえ、施設の運営目標である指標の妥当性等を確認することができる評価項目を追加し、PDCAサイクルの確立に向けた見直しを行いました。その上で、評価者向けの研修を行い、平成29年度から運用しています。

評価項目の見直しに当たっては、政策局と市民局で調整を行いました。

平成29年度に第三者評価を受審した地区センター、コミュニティハウスについては、見直し後の評価項目に基づいて評価を受けています。

4 平成28年度包括外部監査結果報告（平成29年2月）

第4章 外部監査の結果及び意見

Ⅱ. 交通局

6. 一般会計からの繰出金

「指摘1」 駅勢人口率について（健康福祉局障害福祉課、こども青少年局こども家庭課）

高速鉄道事業の福祉特別乗車券及び特別乗車券について、駅勢人口率を使用して毎年負担金の計算が行われているが、駅勢人口率は「地下鉄各駅から半径750m円内に住んでいる人口が区内の人口に占める割合」として、昭和51年当時に交通局が算定したものである。交通局と関係部局の合意として当初決められた率を使用しているとのことであるが、この駅勢人口率は現状を反映するものではないため、再調査を行い、改める必要がある。

[措置結果]

(健康福祉局)

平成29年度に駅勢人口率の再調査を行いました。

再調査の結果に基づき、平成30年度予算案に反映しました。

(こども青少年局)

平成29年度に駅勢人口率の再調査を行いました。

再調査の結果に基づき、平成30年度予算案に反映しました。

第4章 外部監査の結果及び意見

Ⅲ. 高速鉄道事業

3. 損益管理

(1) 収益

① 営業収益（運輸収益、運輸雑収益）

「指摘2」 駅構内における広告などの掲示物の整理整頓について（交通局営業推進本部事業開発課、営業・観光企画課、高速鉄道本部営業課）

駅舎の通路や壁面に掲載する広告、市の広報が区分、整頓されることなく、無秩序に掲示されている。美観、利用者の便宜を考えるならば、一定のルールや方式を確立する必要がある（センター北、南駅）。また、広告ちらしやパンフレット用のラックのサイズもそろっておらず、雑然と設置されている。動線、外観を損ねないよう整理と整頓を図るべきである。

[措置結果]

(交通局)

平成28年度に、駅壁面へのポスターの掲出依頼について、掲出場所や内容等の整合を図れるよう掲出ルールを策定し、無秩序な掲出を抑制する仕組みを作りました。また、駅壁面に掲出するポスターの掲出枠を見直し、駅的美観やお客様からの見やすさに配慮した枚数に縮減しました。

広告ちらしラック（フリーペーパーラック）や、各種パンフレットラック（交通局のお知らせ、横浜市広報及び神奈川県広報等）についても、コンコースに雑然と設置していた駅がありましたので、平成29年度にラックの設置場所を一か所にまとめ、駅的美観やお客様の動線に配慮した配置に変更しました。

第4章 外部監査の結果及び意見

Ⅲ. 高速鉄道事業

3. 損益管理

(1) 収益

② 一般会計補助金

「指摘3」基礎年金公的負担補助金及び児童手当補助金の精算処理について（交通局総務部経営企画課）

基礎年金公的負担補助金及び児童手当補助金は、補助金予算と実績値の少ない方の金額が交付されるが、実績値のほうが多い場合は、その差額は翌々年度に精算される。

平成23年度から平成27年度で児童手当補助金の不足は発生していないが、基礎年金公的負担補助金については、平成21年度から23年度まで実績に対して不足が生じたため、差額それぞれ69百万円、7百万円、209百万円が平成23年度から平成25年度の営業外収益に計上されており、期間帰属を歪めている。また、平成26年度及び27年度は不足がそれぞれ6百万円、25百万円発生しているため、平成28年度及び29年度の収益として計上される予定である。

収益認識は発生基準が原則であり、上記のような場合は未収入金を計上することが必要になる。未収入金を計上した場合には、一般会計との間で整合が取れなくなるが、このような差異は会計基準の相違による差異であり、合理的な理由によるものと考えられる。

[措置結果]

(交通局)

基礎年金公的負担補助金及び児童手当補助金の予算が実績値に対して不足する場合は、当年度の予算内で対応することを原則とします。平成30年度以降、予算内で対応が困難な場合は未収入金を計上することとします。

第4章 外部監査の結果及び意見

Ⅲ. 高速鉄道事業

3. 損益管理

(2) 費用

② 人件費（資本勘定）

「指摘4」資本勘定の人件費について（交通局総務部人事課）

高速鉄道事業の現状は、新線建設や延伸工事が無い運行中心の事業内容となっている。工務部の業務分掌においても直接の工事部隊は存在せず、他方、調査研究、各施設に係る監査、事故及び故障の調査などの業務も含まれている。業務内容から判断するならば、建設改良や固定資産取得に直接かかわらない人件費も配賦を通して、固定資産の取得原価に配賦されている。配賦率が年度によって大きく変動している現状は、取得原価の適正な算定の観点からも正常な配賦率とはいえない。現行の会計規程に従って適用する場合においても、組織上の区分だけではなく、業務の実態に即した配賦の方法を検討する必要がある。

[措置結果]

(交通局)

技術管理部（本庁）及び工務部に所属する、庶務業務など直接技術系の業務に従事していない事務系職員の人件費について、これまで資本勘定に計上し固定資産の取得原価に配賦していました。検討の結果、業務の実態に即した配賦を行うよう見直し、当該人件費については平成30年度予算案より損益勘定に計上しています。

第4章 外部監査の結果及び意見

Ⅲ. 高速鉄道事業

3. 損益管理

(2) 費用

④ 退職給付費

「指摘5」退職給付費用について（交通局総務部人事課）

人事異動があった場合、異動元では過去からの引当金残高全額をマイナスし、異動先では過年度分も含めた引当金残高全額をプラスしている。このため営業費用の内訳金額が正確に開示されていない。高速鉄道事業内の人事異動の場合は、会計制度の相違はないため、事業年度に発生した退職給付費を所属部署の費用とする方法で処理し、損益計算書において適切な退職給付費用を計上する必要がある。

[措置結果]

(交通局)

平成28年度決算より高速鉄道事業会計内及び自動車事業会計内の人事異動の

場合は、事業年度に発生した退職給付費を所属部署の費用とし、退職給付費用を計上しています。

第4章 外部監査の結果及び意見

Ⅲ. 高速鉄道事業

6. 固定資産管理

(6) 資本的支出と修繕費

① マクラギ

「指摘12」資産計上の適否について（交通局総務部経営企画課）

マクラギは取替法によって会計処理を実施することが原則となっている。設置場所が海に近いことから塩害の影響が大きく、塩害対応の高価なものが必要であることから固定資産として取り扱い、減価償却しているが、塩害対応機能が必要なために高価になるのであって、マクラギとしての本来の機能は変わらず、資産自体の価値を高めるものではないので、取替法適用の対象になる資産であると考え。すなわち、取得時に費用処理すべきものである。また、固定資産管理台帳の設置場所の登録誤りについては、修正を要する。

[措置結果]

(交通局)

取替資産の一部をこれと種類及び品質を同じくするものと取り替える場合は修繕費で支出するべきですが、部分の取替が資産の能力、能率若しくは安全性を向上させ、財産価値を高める場合は建設改良費で支出するべきものとなります。

本件は、桜木町・高島町間など塩害の影響が大きい区間において、従来の鉄筋コンクリート製のマクラギを、新たに開発した炭素繊維補強材を使用したマクラギに交換するものです。従来のマクラギと比べて塩害区間での耐久性が向上するとともに、これに伴い安全性も向上していることから、建設改良費で支出するべき、との検討結果となりました。

なお、今後より適切な経理処理を担保するため、平成29年度に建設改良費と修繕費の区分基準を策定しました。平成30年度以降は同基準に基づき、固定資産の能力、能率又は安全性を向上させる費用や財産価値を高める費用については、建設改良費で支出し、固定資産として取得することとします。

また、固定資産台帳の設置場所の登録誤りについては、平成29年度に修正を行いました。

第4章 外部監査の結果及び意見

Ⅲ. 高速鉄道事業

6. 固定資産管理

(6) 資本的支出と修繕費

② 外壁タイル

「指摘13」資本的支出の適否について（交通局総務部経営企画課）

剥離した外壁タイルの部分的な貼り替え工事費を資本的支出として固定資産に計上している。しかし、本工事の内容は維持管理、原状回復のための支出であり、固定資産の価値を増加させるものではないと考える。したがって、本工事に関する支出は、資本的支出ではなく、修繕費として計上すべきものである。

[措置結果]

(交通局)

平成29年度に、建設改良費（資本的支出）と修繕費の区分基準を定めました。

これに基づき、剥離した外壁タイルの部分的な貼り替え工事については、工事内容が建物の損傷部分を原状回復し、建物としての機能を維持するものである場合は、建設改良費として固定資産に計上するのではなく、修繕費として計上することとします。

第4章 外部監査の結果及び意見

IV. 自動車事業

3. 損益管理

(2) 営業収益（運送収益・運送雑収益）の内容と収支管理

② 路線別収支管理

「指摘14」赤字路線に対する施策と進捗状況の取りまとめについて（交通局自動車本部路線計画課）

不採算路線の再編などを行い、結果として赤字が減少又は黒字化しているところもあるが、赤字路線の割合は依然として高い。利用者の高齢化や生産人口の減少が今後さらに拡大する地域もあるため、赤字路線の改善、赤字縮減に向けた取り組みについては、自動車本部としての目標や方針を全社的に取りまとめ、継続的な進捗状況の管理や見直しに取り組む必要がある。

[措置結果]

(交通局)

赤字路線のうち、赤字額や営業係数をもとに、改善・赤字縮減に向けて取り組むべき路線の考え方を内部指針として策定しました。

また、この指針をもとに、継続的な管理・見直しを行うための進捗管理ツールを作成しました。

第4章 外部監査の結果及び意見

IV. 自動車事業

6. 固定資産管理

(3) 営業所の固定資産管理

② 固定資産台帳の記録

「指摘18」固定資産台帳の記録について（交通局総務部経営企画課）

固定資産台帳の資産の数量については、資産ごとに1件ずつ記録（システム入力）されているケースもあれば、複数の同種資産を一式で記録しているケースもあり、記録方式に一貫性がなく、資産の件数管理を煩雑にしている。また、複数ある資産を一式で記録すると、一部除却が発生したときに処理が困難にもなる。数量は、原則として管理可能な単位である個数で記録することを明確にし、統一的に運用する必要がある。

[措置結果]

(交通局)

固定資産台帳への登録に当たって、複数の独立した同種資産は一式で計上するのではなく、内訳を正確に記載し1件ずつ登録するよう定め、局内に周知を行いました。

平成28年度決算より、この運用を統一的に行い、固定資産の登録を行っています。

第4章 外部監査の結果及び意見

IV. 自動車事業

6. 固定資産管理

(3) 営業所の固定資産管理

③ 使用停止となった固定資産

「指摘20」使用停止となった固定資産の評価について（交通局総務部経営企画課）

「CNG 充填所設備」は補助金により取得した資産であり、施設の維持は行っているものの、設置場所の営業所では使用見込みがなく、またCNGバスを再度取得する予定もないため、経理上は減損処理を実施すべきである。また、大型の設備であり、撤去費用も必要になると見込まれることから、当該撤去費用を見積もり計上することが必要である。

休止状態となっている職員住宅用建物については、今後の有効活用方を明確にしたうえで、状況に応じて減損処理を検討する必要がある。

[措置結果]

(交通局)

市営バスでは現在もCNGバス車両を運行しています。この中には平成23年度に取得した車両もありますが、市営バスでは一般的に15年間車両を使用することから、当面の間はCNGバス車両を運行する見込みです。港北営業所のCNG充填所設備についても現在は使用を中止していますが、CNGバス車両が在籍する限りは今後再使用する可能性もあることから、機器内に不活性ガスを注入し再使用が可能な状態で保存しているため、現時点では遊休資産とは評価しておらず、事業用資産として会計上処理をしています。

休止した職員住宅用建物については、平成28年度に賃貸住宅として活用する旨の方針を決定しました。平成29年度中に建物の改修を行い、賃貸住宅としての活用を開始します。

第4章 外部監査の結果及び意見

IV. 自動車事業

6. 固定資産管理

(5) 資本的支出と修繕費の区分

「指摘21」資本的支出と修繕費の区分について（交通局総務部経営企画課）

システム機器の移設とその後の動作確認を実施するための支出は、「OAフロア、パーテーション」の機能向上や耐用年数の延長に直接つながるものではない。設計書の記載内容から判断すると、固定資産に計上するものではなく、修繕費として処理するのが望ましいと考えられた。改修を伴う工事契約については、予算策定時から資本的支出と修繕費について、内容を明確に区分しておく必要がある。

[措置結果]

(交通局)

平成29年度に、建設改良費（資本的支出）と修繕費の区分基準を定めました。この基準に基づき、平成30年度予算案から資本的支出と修繕費について内容を明確に区分しています。

第4章 外部監査の結果及び意見

V. 横浜交通開発株式会社

5. 経理及び財務管理

(2) 金融資産の管理

② 現金及び預金の管理

「指摘22」銀行預金の管理にかかわる内部統制について（交通開発経理課及び総務課）

日常の出納業務については経理担当者が行っているが、経理規程第17

条に記載のあるように出納及び保管の責任者は経理課長である。また、経理規程第25条にしたがって、残高照合は経理課長が行っている。一方、銀行印の管理は総務課長が行っているが、現在、経理課長が総務課長を兼任し、同一人物が預金通帳と銀行印を管理することになり、内部牽制上は適切な職務分離がなされていない。今後、速やかに預金通帳と銀行印の管理担当者を区別するとともに、管理方法についても規程上明確にする必要がある。

[措置結果]

(交通局)

総務課長が経理課長を兼任していますが、銀行印の管理は総務課長が行い、預金通帳管理と出納の残高照合等は総務課担当課長が行うこととし、管理担当者を区別しました。

なお、本件は総務課長が経理課長を兼任していることに対する対応であるため、経理規程の変更は行わず、委任規定に基づき実施しました。

第4章 外部監査の結果及び意見

V. 横浜交通開発株式会社

6. 固定資産管理

(2) 減価償却費の状況と減価償却方法

② 減価償却方法

「指摘23」減価償却方法について（交通開発経理課及び総務課）

固定資産台帳（明細表）を見ると、以下のようになっている。

- ・平成26年4月に取得の建物附属設備8点（取得価額合計53百万円）について定額法が適用されている。
- ・平成23年12月及び平成26年4月に取得した構築物6点（取得価額合計12百万円）について定額法が適用されている。
- ・平成24年3月31日に計上された構築物である舗装（中川駐輪場）1百万円は非償却と表示され、償却は行っていない。

減価償却方法は建物以外定率法とされているが、会計方針とは異なる定額法（新定額法）で計算されているものがあるため、所定の方法で減価償却費を計上する必要がある。

[措置結果]

(交通局)

固定資産管理システムへの入力時の確認不足により、減価償却方法に誤りがあることが分かりましたので、誤入力全てについて即時訂正しました。

再発防止を図るため、平成29年度から入力時のダブルチェックを徹底するとともに、チェックを行った結果を書面で保管するようにしました。

通知内容

監査の結果に関する報告に基づいて教育委員会が講じた措置について

第 1 財政援助団体等監査

1 平成28年度定期監査等結果報告（平成29年 3 月13日）

第 2 監査の結果等

4 財政援助団体等

(1) 財務諸表

[指摘事項4-1 固定資産]

イ 電話加入権の計上

電話加入権は、決算において7回線分計上されていたが、2回線分確認できなかった。そのため、平成27年度決算において、電話加入権が約15万円の過大計上であった。（公益財団法人横浜市ふるさと歴史財団）

[措置結果]

(公益財団法人横浜市ふるさと歴史財団)

指摘のあった2回線分の電話加入権について、除却の仕訳を起票し、平成28年度決算を適正に行うとともに、固定資産台帳に経緯を記帳しました。

再発防止については、発生原因が台帳の引継ぎが適正に行われていなかったことにあるため、台帳書架を整備して分散していた台帳を集約し、担当が替わっても把握しやすいようにするとともに、引継ぎ事項の明記を実施しました。

また、指摘事項への対応及び再発防止について、課長会及び経理担当者会議で財団内に周知情報共有を行いました。

第 2 監査の結果等

4 財政援助団体等

(1) 財務諸表

[指摘事項4-2 リース取引]

ア リース資産及びリース債務の計上

平成27年度決算において、情報システム機器等のリース契約に関する資産約4,420万円及び負債約4,556万円が計上されていなかった。（公益財団法人横浜市ふるさと歴史財団）

[措置結果]

(公益財団法人横浜市ふるさと歴史財団)

情報システム機器等のリースについて、リース資産、リース債務として適正に計上し平成28年度決算を行いました。

再発防止については、発生原因がリース取引に関する会計基準の理解不足に

あったため、経理担当者会議で研修を実施しました。また、指摘事項への対応及び再発防止について、課長会及び経理担当者会議で財団内に周知し情報共有を行いました。

第2 監査の結果等

4 財政援助団体等

(1) 財務諸表

[指摘事項4-3 引当金]

イ 退職給付引当金の計上

団体の規則で定められている一定以上の職位に就いている者への退職手当の調整額を引当金の算定に含めていなかったため、退職給付引当金が約 2,915万円の過少計上であった。(公益財団法人横浜市ふるさと歴史財団)

[措置結果]

(公益財団法人横浜市ふるさと歴史財団)

平成 28 年度決算において、調整額も含めた退職給付引当金を適正に計上しました。

再発防止については、発生原因が退職給付引当金に関する理解不足にあったため、経理担当者会議で研修を実施しました。また、指摘事項への対応及び再発防止について、課長会及び経理担当者会議で財団内に周知し情報共有を行いました。

第2 監査の結果等

4 財政援助団体等

(2) 公の施設の管理状況

[指摘事項4-5 備品の管理]

ア 横浜市歴史博物館

(1) 団体による備品管理

a 基本協定書では、指定管理者が所有する備品と本市が所有し指定管理者が管理している備品を明確に区別して管理することを求めている。しかしながら、初度調弁以外の備品について、それらを区別して管理していなかった。(公益財団法人横浜市ふるさと歴史財団及び教育委員会事務局生涯学習文化財課)

b 団体の備品台帳に、現在は管理していない「横溝屋敷」に関する備品が記載されていた。また、プリンター等 4 点について、現物がなかった。(公益財団法人横浜市ふるさと歴史財団及び教育委員会事務局生涯学習文化財課)

[措置結果]

(公益財団法人横浜市ふるさと歴史財団)・・・上記ア(イ)a

横浜市所有の物品と財団所有の物品について、区別を適正に行い、台帳を分けて整備しました。

再発防止策として、発生原因が知識不足にあったため、備品管理についての知識の共有、毎年なたな卸しの実施について、経理担当者会議で研修を実施しました。また、指摘事項への対応及び再発防止について、課長会及び経理担当者会議で財団内に周知し情報共有を行いました。

(教育委員会事務局)・・・上記ア(イ)a

財団と共に、横浜市所有の物品と財団所有の物品について、区別を適正に行い、財団において台帳の整備を行いました。

再発防止策として、発生原因が担当者の知識不足にあったため、所有者による備品台帳の区分と管理についての知識の共有と手続き等について、課内で周知するとともに、備品の変更の有無について、財団と毎年度末に再確認するようにしました。また、指摘事項への対応について、課内で周知し情報共有を行いました。

(公益財団法人横浜市ふるさと歴史財団)・・・上記ア(イ)b

物品について、現物確認のなたな卸しを行い、財団所有の備品と本市所有の備品の区別や所有の確認を適正に行った上で台帳を整備しました。

再発防止策として、発生原因が担当者の知識不足にあったため、備品管理についての知識の共有、毎年なたな卸しの実施について、経理担当者会議で研修を実施しました。また、指摘事項への対応及び再発防止について、課長会及び経理担当者会議で財団内に周知し情報共有を行いました。

(教育委員会事務局)・・・上記ア(イ)b

団体が修正整備した備品台帳を確認しました。

再発防止策として、発生原因が担当者の知識不足にあったため、所有者による備品台帳の区分と管理についての知識の共有と手続き等について、課内で周知するとともに、備品の変更の有無について、財団と毎年度末に再確認するようにしました。また、指摘事項への対応について、課内で周知し情報共有を行いました。

第2 監査の結果等

4 財政援助団体等

(2) 公の施設の管理状況

[指摘事項4-6 公の施設の管理運営]

ア 保守管理

所管局は、横浜市歴史博物館の管理に関する業務の基準を定めている。しかしながら、湧水槽清掃、空冷チラー、送風機及び電話交換機について、業務の基準で定められた実施内容を実施していなかった。また、ガス冷暖房機及び屋内消火栓設備については、業務の基準で定められた項目数と現状が不一致であった。（公益財団法人横浜市ふるさと歴史財団及び教育委員会事務局生涯学習文化財課）

[措置結果]

(公益財団法人横浜市ふるさと歴史財団)

施設管理の現状を確認するとともに、業務基準に定められた点検項目の法定点検回数を確認して業務の基準を見直し、平成 29 年 3 月 22 日付けで変更協定を締結しました。

発生原因が実際に必要な点検項目・回数が協定による基準内容と変更の必要が生じることとなった場合は所管課に報告及び調整をするべきという認識が欠けていたことにあつたため、再発防止策として、点検回数の見直し等が必要と考えられる事由が発生した場合は、その都度所管課と内容を確認し、対応をするよう財団内で確認しました。

また、指摘事項への対応及び再発防止について、課長会及び経理担当者会議で財団内に周知し情報共有を行いました。

(教育委員会事務局)

施設管理の現状を確認するとともに、業務基準に定められた点検項目の法定点検回数を確認して業務の基準を見直し、平成 29 年 3 月 22 日付けで変更協定を締結しました。

再発防止策として、発生原因が点検項目・回数が基準内容どおり実施されているかを確認しなかったことにあつたため、団体からの報告書を確認し、点検回数等に相違がないかを確認することとしました。また、点検回数の見直し等が必要と考えられる事由が発生した場合は、その都度団体と内容を確認し、対応をするよう係内で研修することにより徹底しました。

なお、指摘事項への対応については、課内で周知し情報共有を行いました。

第 2 監査の結果等

4 財政援助団体等

(4) その他

[指摘事項4-9 財産管理]

ア 土地及び建築物の管理

- (1) 横浜市歴史博物館に来館した団体児童の雨天時の食事場所等として、平成 7 年に建築した教育委員会事務局の建築物について、公有財産台帳に記載されていなかった。また、教育委員会事務局と団体の間では、

貸付契約、委託契約締結等の手続がなく、団体に建築物を管理させていた。（教育委員会事務局生涯学習文化財課及び公益財団法人横浜市ふるさと歴史財団）

[措置結果]

(教育委員会事務局)

指摘のあった建築物については、公有財産台帳に記載しました。また、平成28年12月以降は使用を中止し、教育委員会事務局で直接管理を行うこととしました。

再発防止策として、発生原因が公有財産の管理に対する理解の不足や指定管理に係る協定書の理解の誤りにあったため、文化財係内で横浜市公有財産規則や指定管理に係る財産管理について確認を行いました。また、指摘事項への対応及び再発防止策について、課内に周知し情報共有を行いました。

(公益財団法人横浜市ふるさと歴史財団)

指摘のあった建築物については、平成28年12月以降は使用を中止しており、財団による管理を行わないこととなりました。

再発防止策として、発生原因が指定管理に係る協定書の理解不足にあったため、教育委員会事務局と財団で協定書の内容について確認を行いました。また、指摘事項への対応及び再発防止策について、課長会及び経理担当者会議で財団内に周知し情報共有を行いました。